

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水器（A・B）の内部構造物目視点検時、上部胴体補強管等に浸食等が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	給・復水系脱塩塔導電率記録計（打点式）の点検時、サーボ機構ギヤに摩耗が認められたため、当該記録計を修理	D	
3	1号機	給・復水系脱塩塔入口流量記録計点検時、ペンの応答時間に基準値外れ（3ペン中1ペン）が認められたため、当該記録計を修理	D	
4	1号機	復水器（A）の水室点検時、既施工の伝熱管閉止栓の一部に外れが認められたため、当該閉止栓を再施工	C	
5	1号機	格納容器冷却ポンプ（B）の点検時、駆動モータ電源ケーブルフレキシブル電線管に破損（コネクタ取合部に割れ）が認められたため、当該電線管を修理	D	
6	1号機	取水路スクリーン洗浄ポンプ（A・B）電動機の点検時、スペースヒータ端子箱に腐食が認められたため、当該端子箱を修理	D	
7	1号機	格納容器冷却系（A）ポンプ室の局所空調機点検時、軸受ケースカバー及び水室カバーボルトに腐食が認められたため、当該部カバー及びボルトを交換	D	
8	1号機	燃料集合体の外観検査時、「R/B通常換気系隔離弁全閉」の警報発生による原子炉建屋換気空調機の停止が発生し、外観検査を中断、隔離信号の発生がないことを確認後、常用換気系を再起動したため、調査及び対応検討	C	
9	1号機	メタクラ（A）系母線停止において、安全処置（電源確保）不足により原子炉補機冷却水電動弁「自動閉」による燃料プール冷却材浄化系の温度に上昇が認められたため、対応検討	B	
10	1号機	所内ボイラストームドレンサンプピットの点検時、仮設配管の未接続による流入水の漏えいが認められたため、当該仮設配管を取付、対応検討	B	
11	1号機	制御棒駆動機構の分解点検時、アウターフィルタに変形（1台・10-35）が認められたため、当該フィルタを交換	D	
12	1号機	制御棒駆動機構の分解点検時、アウターフィルタに変形（1台・06-31）が認められたため、当該フィルタを交換	D	
13	1号機	主蒸気逃し安全弁・逃し弁機能検査のリハーサル時、検査要領書の検査回路の構成に不備が認められたため、要領書を改訂、検査を再開	D	
14	1号機	社内検査「燃料集合体外観自主確認」において、チャンネルボックスの取り外し作業時、引抜荷重が管理値に達したため作業を中止し、検査工程に影響が認められたため、対応検討	C	
15	2号機	サブドレンポンプ（No. 19）において、故障警報の発生及びポンプ汲み上げ不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプの吸込・吐出圧力指示計の点検時、検出元弁のシートリーク(10台)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	3号機	非常用ディーゼル発電機(3A)冷却水タンク室換気空調系ユニットヒータにおいて、本体下部及びドレン配管に凝縮水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	3号機	弁グランド部漏えい検出用温度記録計において、検出箇所1箇所(給水ヒータドレンポンプ出口弁)に指示不良(急変動)が認められたため、当該記録計及び検出回路を点検・修理	D	
19	4号機	クラス3機器共用期間中検査における残留熱除去海水系(B)漏えい検査時、検査要領書の「漏えい検査チェックシート」に記載の対象配管番号に誤りが認められたため、対応検討	D	
20	4号機	残留熱除去系熱交換器(A)の水室側耐圧漏えい試験完了後における水室内の確認時、水室仕切板部ガスケットの管板ガスケット溝からはみ出しが認められたため、対応検討	C	
21	4号機	制御棒駆動機構のスピード調整の実施時、引抜側の動作時間に判定値外れ(1台)が認められたため、対応検討	D	
22	6号機	所内ボイラ空調用冷却水ポンプ用電動機の点検時、負荷側及び反負荷側シャフトジャーナル部の軸径寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
23	6号機	非常用ディーゼル発電機(6A)機関冷却水ポンプのグランド受けにおいて、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
24	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク(B)ミキシング出口弁点検時、弁座シート面に割れが認められたため、当該弁を修理	B	3月26日再審議にてグレード変更「D→B」
25	集中環境施設	計器設定に関する確認において、造粒固化設備圧力(整粒機系内負圧)記録計の計器仕様表記載の目盛り範囲の単位に誤記が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで